

大和市告示第19号

大和市障がい者地域生活サポート事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年6月7日

大和市長 大 木 哲

大和市障がい者地域生活サポート事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市障がい者地域生活サポート事業助成金交付要綱（平成21年大和市告示第231号）の一部を次のように改正する。

第2条中「神奈川県市町村事業推進交付金交付要領（平成26年3月26日付け市町第705号神奈川県政策局自治振興部長通知）」を「市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領（平成31年3月29日付け障福第4231号神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課長通知）」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号中「地域生活個別支援事業」の次に「のうち次に掲げるもの」を加え、同号を同条第4号とする。

第9条中「の不正使用」を「を不正に使用し、」に改め、「により」の次に「助成金の」を加える。

第10条第2項中「5年間」を「10年間」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。